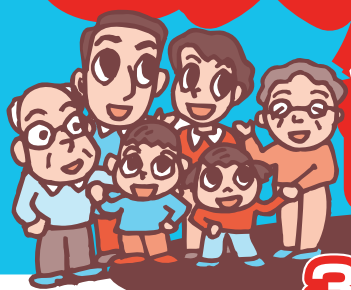


《だいとう》

3大疾病保障特約付 住宅ローン



大切なご家族のために。。。
3大疾病保障をプラスしました。



「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」により
所定のお支払事由に該当されたら

住宅ローン残高が0円!

(※ただし、保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。)

【3大疾病保障特約付団体信用生命保険】

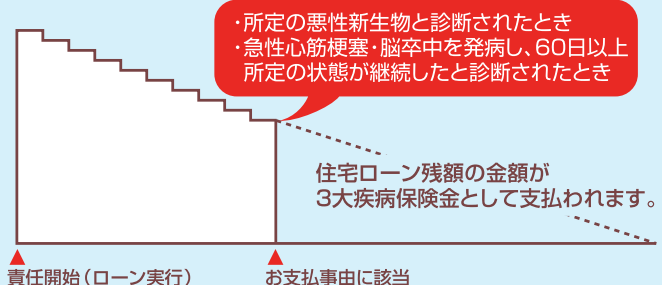
従来の死亡・高度障害保障に加え、3大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定のお支払事由に該当されたら、住宅ローン残高の全額が3大疾病保険金として支払われます。

<3大疾病保険金お支払事由の概要>

- 保険期間中に所定の悪性新生物（がん）と診断確定された場合（※）
- 保険期間中に急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、60日以上所定の状態が継続したと診断された場合

（※）所定の悪性新生物には、上皮内がん・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。また、保障開始日から90日以内に診断確定された悪性新生物およびその再発・転移等はお支払対象となりません。

【ご注意】お支払事由の詳細や保険金が支払われない場合など、この保険の詳細については、この書面の裏面および「加入申込書兼告知書」に添付の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。



主要死因

がん

31.1%

その他
52.3%

脳卒中

12.3%

急性 心筋梗塞

4.3%

厚生労働省「人口動態統計」平成16年資料より

- ご利用いただける方
- ①当行の住宅ローンを新規にお申し込みされる方
- ②ご融資時点の年齢が満20歳以上満51歳未満の方で、完済時年齢が75歳6ヵ月未満の方
- ③保険会社の加入承諾を得られる方
- ④保証会社の保証を得られる方
- お使いみちは、
- ①土地及び住宅購入資金（土地購入資金のみでは該当にならない場合があります）
- ②住宅の新築・増改築資金
- ③住宅ローンの借換資金
- ④住宅取得等にかかる諸費用
- ご融資利率は、住宅ローン適用利率+年0.3%となります。
- 固定金利・変動金利を選択できます。
- お取引内容により金利の優遇も適用できます。

審査の結果お申し込み内容やその他ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

お問い合わせは

大東銀行ローンセンター



ローン クローナシ
0120-60-9674

★ホームページアドレス <http://www.daitobank.co.jp/>



未来へ ハーモニーバンク

大東銀行

くわしくは《だいとう》の窓口へおたずねください。

■ 第二地銀協三大疾病特約付統一団体信用生命保険の概要

正式名称			第二地銀協三大疾病特約付統一団体信用生命保険（以下、「三大疾病特約付団信」）			
この保険の特長			この保険は、(社)第二地方銀行協会を契約者とし、その会員行の住宅ローン債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に以下のお支払事由に該当した場合に、会員行が生命保険会社から受取る保険金をもって、被保険者の住宅ローン債務の弁済に充当することを目的とする団体信用生命保険です。			
お支払事由 (概要)	死亡保険金		被保険者が、保険期間中に死亡したとき			
	高度障害保険金		被保険者が、保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき			
	3大疾病保険金	悪性新生物（がん）	被保険者が、保険期間中に所定の悪性新生物(上皮内がん（＊1）および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき ただし、次の場合には、保険金は支払われません。 ・保障開始日前に所定の悪性新生物と診断確定されていた場合 ・保障開始日から90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合 ・保障開始日から90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められる場合 （＊1）上皮内がんには、子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。			
		急性心筋梗塞	被保険者が、保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき			
		脳卒中	被保険者が、保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき			
保険金額			被保険者がお支払事由に該当したときの3大疾病保障付住宅ローンの未償還債務残高となります。 (ただし、三大疾病特約付団信で6,000万円、第二地銀協統一住宅ローン団体信用生命保険との通算で10,000万円を上限とします。)(＊2) (＊2)死亡保険金・高度障害保険金・3大疾病保険金の3種のうち、いずれかの保険金が支払われた場合、以後その他の保険金(2種)は支払われません。			
保険金が支払われない場合の例			次のような場合には、お支払事由に該当しても保険金は支払われません。 ・免責事由に該当する場合			
			免責事由	死亡保険金	・保障開始日から1年以内の自殺 ・戦争その他の変乱(＊3)	
				高度障害保険金	・被保険者の故意 ・戦争その他の変乱(＊3)	
			(＊3)ただし、戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金が全額または削減して支払われることがあります。			
			・保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合			
高度障害保険金		高度障害保険金のお支払いは、所定の高度障害状態の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷病を告知いただいた場合でも、お支払いの対象になりません。				
3大疾病保険金		急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病が保障開始日以後に生じた場合に限りです。原因となる疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その疾病を告知いただいた場合でも、お支払いの対象になりません。				
			・「加入申込書兼告知書」における告知の際に、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除された場合(ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金が支払われます。) ・ご契約者または被保険者に詐欺の行為や保険金を不法に取得する目的があり、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされた場合 ・ご契約者から生命保険会社に保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失った場合			
保障開始日(保険期間の開始日)			保障開始日は、融資実行日と生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い日となります。			
保障の終了(保険期間の終了)			次のような場合には、被保険者はこの保険契約から脱退し、保障は終了します。 ・お支払事由に該当し、保険金が支払われたとき ・債務が完済されたとき(保証人・保証会社等による代位弁済を含む) ・被保険者の年齢が75歳6ヶ月までとなります。 ・保険期間が満了したとき ・加入資格を喪失したとき			
告知に関する事項			・被保険者となられる方には健康状態等について告知していただく義務があります。ご加入にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態等の「加入申込書兼告知書」でお尋ねする事項について、被保険者となられる方ご本人が事実をありのまま正確にもれなくご記入ください。(＊4) ・被保険者となられる方の現在または過去の健康状態等によっては、ご加入をお断りする場合があります。なお、悪性新生物(上皮内がん・皮膚がんを含む)と診断されたことのある方は、この保険に加入できません。 (＊4)ご加入の際の保険金額が3,000万円を超える場合には、告知に加え、「健康診断結果証明書」をご提出いただきます。			
制度運営について			この制度は、(社)第二地方銀行協会が生命保険会社(幹事会社:日本生命保険相互会社)と締結した3大疾病保障特約付団体信用生命保険契約に基づいて運営します。			

(ご注意) 上表は、3大疾病保障付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「加入申込書兼告知書」に添付の「契約概要」「注意喚起情報」「正しく告知いただくために」「個人情報の取扱いについて」および「加入申込書兼告知書」の裏面を必ずご確認ください。
日本一 団信－2006－171－429－B(H18.6.12)